

仕 様 書

建設局土木管理部東部土木みどり事務所

(担当 瀧野、村山 電話 591-0013)

件 名	令和8年度庁舎清掃等業務委託（建設局東部土木みどり事務所）
契 約 期 間	令和 8 年 4 月 1 日 ~ 令和 9 年 3 月 31 日
契 約 条 件	<p>1 清掃場所 建設局東部土木みどり事務所（京都市山科区西野様子見町1番地の2）</p> <p>2 委託期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日</p> <p>3 作業時間 午前8時から12時までの間で実施（作業開始時刻は午前8時からとする。）</p> <p>4 作業内容</p> <p>(1) 日常清掃</p> <p>土・日曜日、祝・休日を除く毎日、下記の内容によって、事務所内を清掃する。ただし、年末年始（12月29日～1月3日）は、除くものとする。年始は1月4日から事務所内を清掃する。</p> <p>ア 清掃内容等については、（別紙1）一覧のとおりとする。</p> <p>イ 構内のごみ箱及び喫煙室に設置している灰皿の内容物を回収し、カシ、ビン、ペットボトル、廃プラスチック類、雑紙類、その他ごみに分別のうえ透明のビニール袋に入れて指定のごみ集積場所に搬入する。</p> <p>ウ 風呂脱衣場麻マットの天日干し</p> <p>エ 湯茶の清掃・準備</p> <p>オ 便所のトイレットペーパー及びペーパータオル、各室の洗面や手洗い場の石鹼液の補充作業</p> <p>カ 雜紙類が一定量溜まれば、ビニール紐で解けないように括り、指定の場所に搬入する。（ビニール紐は当事務所が支給する。）</p> <p>キ 構内及び構内周辺の落ち葉等の塵芥などを回収する。</p> <p>ク 作業用の軍手及びタオルの洗濯</p> <p>ケ その他の清掃作業や不明な点については、受託者と当事務所との協議により行う。</p>

注 本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。

契約条件	<p>(2) 定期清掃</p> <p>実施日については当事務所と協議のうえ決定する。</p> <p>ア 1階及び2階の執務室、会議室他</p> <table border="0"> <tr> <td>ビニールタイル及び木製床</td><td>248 m²</td></tr> <tr> <td>空調フィルター</td><td>9箇所</td></tr> <tr> <td>換気扇</td><td>19箇所</td></tr> <tr> <td>網戸</td><td>3箇所</td></tr> </table> <p>頻度：6箇月に一回作業を実施（年2回）</p> <p>内容：可能な限り椅子・物品を移動し、床を洗剤洗浄後、ワックス塗布作業を行う。</p> <p>空調フィルターを取りはずし、付着しているほこりを掃除機にて除去する。</p> <p>換気扇のプロペラを取りはずし、洗剤洗浄後ふき取る。</p> <p>イ 1階及び2階の廊下</p> <table border="0"> <tr> <td>ビニールタイル及び木製床</td><td>22 m²</td></tr> </table> <p>頻度：6箇月に一回作業を実施（年2回）</p> <p>内容：可能な限り椅子・物品を移動し、床を洗剤洗浄後、ワックス塗布作業を行う。</p> <p>ウ 1階及び2階の窓ガラス（1階は玄関扉を含む）及び網戸の清掃</p> <table border="0"> <tr> <td>清掃面積（窓面積の内側と外側の両面合わせた面積）</td><td>296 m²</td></tr> </table> <p>頻度：6箇月に一回作業を実施（年2回）</p> <p>内容：窓ガラスの両面を石鹼水等で拭き、乾拭きをする。窓外枠及び網戸の清掃・鳥類等の排泄物等の処理を行う。</p> <p>高所部分は、はしご等による清掃可能な範囲とする。</p> <p>5 業務用具</p> <p>業務に用いる道具、機材、薬品(洗剤)については、より効率的な物を使用することとし、それらの経費については、受託者の負担とする。ただし、使用する道具、機材、薬品(洗剤)の種類は事前に当事務所の承認を得ること。なお、業務の実施に伴い必要となる光熱水費については、当事務所の負担とする。</p> <p>6 消耗品</p> <p>透明なビニール袋、トイレットペーパー、手洗い場の石鹼及び便所・浴室の薬品(洗剤)、ペーパータオルの調達の経費については、受託者の負担とする。</p> <p>透明なビニール袋(45L)の使用数は1箇月に165枚、トイレットペーパー(100m巻き)の補充数は1箇月に60個、石鹼水（詰替え用）について</p>	ビニールタイル及び木製床	248 m ²	空調フィルター	9箇所	換気扇	19箇所	網戸	3箇所	ビニールタイル及び木製床	22 m ²	清掃面積（窓面積の内側と外側の両面合わせた面積）	296 m ²
ビニールタイル及び木製床	248 m ²												
空調フィルター	9箇所												
換気扇	19箇所												
網戸	3箇所												
ビニールタイル及び木製床	22 m ²												
清掃面積（窓面積の内側と外側の両面合わせた面積）	296 m ²												

契約条件	<p>ては1箇月に1,400ml、ペーパータオル（200枚入り）については1箇月に50個を見込む。</p> <p>7 履行確認</p> <p>受託者は、日常清掃の作業後速やかに作業完了の確認を受けること。</p> <p>定期清掃については、（別紙2）作業完了報告書に庶務担当者の署名又は押印を受けること。</p> <p>また、受託者は一箇月間の日常清掃業務の履行状況を確認し、合わせて消耗品や薬剤（洗剤）等の使用量を、（別紙3）消耗品・薬剤使用量報告書で報告すること。</p> <p>8 委託料の支払い</p> <p>委託料の支払いは一箇月毎とし、履行分について受託者の請求により支払うものとする。</p> <p>9 損害の賠償</p> <p>作業履行に関し生じた損害については、受託者において完全に修復するものとする。</p> <p>10 その他</p> <p>他の詳細については、双方協議のうえ定める。</p> <p>本仕様書に掲げる業務以外の業務が生じた場合は別途契約する。</p>
------	--

日 常 清 掃 等

(別紙1)

場所	面積等(m ²)	清掃内容等
執務室及び会議室	248	床=掃除機・モップ掛け等、机=拭き、ごみ回収等
湯沸室	16	床=掃除機・モップ掛け等、流し台=拭き、ごみ回収等
休養室	20	畳及び踏込部分=掃除機
玄関	25	磁器タイル部分及び木製板(勝手口含む)=掃除機・掃き・水洗い等、すのこ=拭き
廊下及び階段	33	床=掃除機・モップ掛け等
更衣室	28	畳=掃除機、床=掃除機・モップ掛け等、ごみ回収等
浴室	25	タイル(床及び壁タイル)・桶・腰掛・カラン等=酸又は洗剤洗い、ガラス部分=拭き、ごみ回収等
脱衣室	13	床=掃除機・拭き、麻マット=天日干し、足拭き=洗濯、洗面台・脱衣棚=拭き、ごみ回収等
便所	20	タイル(床・タイル)、便器(大6、小8)=酸又は洗剤洗いのうえ洋式便器については空拭き仕上げ、洗面台=拭き、ごみ回収等、排水口の清掃
女子更衣室	13	洋式トイレ1=酸又は洗剤洗いのうえ空拭き仕上げ、シャワー1=洗剤洗い、床及び畳=掃除機 足拭き=洗濯、洗面台・脱衣棚=拭き、ごみ回収等
喫煙室	3	床=モップ掛け等、ガラス部分=拭き、吸い殻・ごみ回収等

(別紙2)

令和 年 月 日

作業完了報告書

1 作業実施日 令和 年 月 日

2 作業者氏名

3 作業内容

清掃場所	実施済	備考
	済□・未□	

4 その他(連絡事項)

--

確認

(別紙3)

令和 年 月 日

消耗品・薬剤使用量報告書

1 報告月 令和 年 月分

2 作業者氏名

3 使用量

4 その他(連絡事項)

	確認	
--	----	--